

岐阜県公報

第二千七百四十七号
平成二十八年五月十七日

(火曜日)

目次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知

(治 山 課) 三二七^ハ

収用委員会告示

収用及び使用の裁決手続の開始

(収用委員会) 三一九

公 示

落札者等に関する公示

(広 報 課) 三一九

落札者等に関する公示

大垣都市計画の図書の縦覧

(市 町 村 課) 三一九

土地改良区役員の退任及び就任

(都 市 政 策 課) 三一九

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 三二〇

正 誤

政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分) 中

(選挙管理委員会) 三三二

訂正

(選挙管理委員会) 三三二

告 示

岐阜県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市付知町字大洞二五六の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第三百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

- 一 恵那市大井町観音寺二六九五の七八八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第三三三三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
大野郡白川村大字福島字瀬戸平五九の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五九の二二（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県収用委員会
会長 毛利 哲朗

- 一 起業者の名称
岐阜県
- 二 事業の種類
一般国道四一七号地すべり対策事業
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 揖斐郡揖斐川町檀原字村平

| 地番 | 地目 | | 積(m ²) | 実測 | 収用しようとする土地の面積(m ²) | 使用しようとする土地の面積(m ²) |
|-------|----|----|--------------------|----|--------------------------------|--------------------------------|
| | 公簿 | 現況 | | | | |
| 二二五番一 | 山林 | 山林 | 九、〇二四 | | 五、三〇〇・二三 | 一、九七・八四 |

(注) 収用し、又は使用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|--|--|
| 岐阜県 (持分二、四六〇分の二、三八四) 小林 梅雄 (持分二、四六〇分の三) 小林 義一 (持分二、四六〇分の四八) 小林 秀雄 (持分二、四六〇分の二二) (亡) 徳田 征記 (持分二、四六〇分の一〇) の法定相続人 法定相続分二分の一 徳田 ミチ子 (持分二、四六〇分の五) | 岐阜市藪田南二丁目一番一号 本巣市文殊一一五番地七二 本巣市長屋二四〇〇番地四 本巣市長屋二四〇〇番地四 本巣市長屋二四〇〇番地六四 |

法定相続分二分の一
 徳田 みき
 (持分二、四六〇分の五)
 早川 俊弘
 (持分一、四六〇分の三)

本県市長屋一四〇〇番地六四
 本県市文殊一一五番一一

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十八年四月二十一日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 県政広報テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成28年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目52番地
株式会社岐阜放送
代表取締役会長 杉山 幹夫
- 6 契約金額 40,900,848円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県広報課

- (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当
 - 4 契約の相手方を決定した日 平成28年4月1日
 - 5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構
理事長 西尾 勝
東京都千代田区一番町25番地
 - 6 契約金額 48,888,061円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部市町村課
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
大垣県北十面の図書の複製
- 岐阜県北十面の図書の複製
 岐阜県北十面(昭和四十三年法律第五号)第二十一條第二項の規定において準用する同法第二十二條第一項の規定による岐阜県北十面の図書の写しの送付を受けたこと、同法第二十一條第二項の規定において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の複製に供する。
- 平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 中 田 謙

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画公園

二・二・十号 丸の内公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| 土地改良区名 | 年月日 | 役名 | 氏名 | 住居 | 瑞穂 | 番地 | 所 |
|---------|-----------|----|---------|--------|----|-------|---|
| 瑞穂土地改良区 | 平成二六・四・二七 | 理事 | 片山竹彦 | 養老郡養老町 | 瑞穂 | 九四三番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 光野正人 | 同 | 瑞穂 | 三五〇番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 橋本壽幸 | 同 | 瑞穂 | 五六八番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 西脇慎治 | 同 | 瑞穂 | 九〇一番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 星田弘等 | 同 | 瑞穂 | 七五番地一 | |
| 同 | 同 | 同 | 近藤弘三 | 同 | 瑞穂 | 六七二番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 辻義繁 | 同 | 瑞穂 | 二七八番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 三浦義美 | 同 | 瑞穂 | 九七二番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 星田昭二 | 同 | 瑞穂 | 八三番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 田中敏和 | 同 | 大場 | 四一八番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤由一 | 同 | 瑞穂 | 一八六番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 監事 中島憲司 | 同 | 瑞穂 | 九八六番地 | |

就任した役員

| 土地改良区名 | 年月日 | 役名 | 氏名 | 住居 | 瑞穂 | 番地 | 所 |
|---------|-----------|----|------|--------|-----|-------|---|
| 瑞穂土地改良区 | 平成二六・四・二六 | 理事 | 伊藤裕 | 養老郡養老町 | 瑞穂 | 二八〇番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 山田圭三 | 同 | 瑞穂 | 九七〇番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 近藤和彦 | 同 | 瑞穂 | 六〇六番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 三浦伸彦 | 同 | 瑞穂 | 九六七番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 杉野忠司 | 同 | 瑞穂 | 一一八番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤庄治 | 同 | 瑞穂 | 二七四番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 飯田秀男 | 同 | 瑞穂 | 七五〇番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 西脇幹広 | 同 | 瑞穂 | 九三二番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 安田幸夫 | 同 | 瑞穂 | 六六番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 西脇利雄 | 同 | 瑞穂 | 九七五番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 野村廣光 | 同 | 根古地 | 九一番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 片山竹彦 | 同 | 瑞穂 | 九四三番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 光野正人 | 同 | 瑞穂 | 三五〇番地 | |
| 同 | 同 | 同 | 星田弘等 | 同 | 瑞穂 | 七五番地一 | |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| | | 土 良 区 地 | | 揖 斐 川 左 岸 地 区 | | 平 成 二 十 六 年 五 月 一 日 | | 就 任 した 役 員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------------|-----------------|---------------------|-----------------------|-------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------------------|-----|------------|
| | | 改 良 区 名 | | 地 区 名 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 | 同 | 監 事 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 理 事 | 役 名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八 幡 一 夫 | 花 木 幹 雄 | 林 正 篤 | 藪 下 勝 間 | 細 野 利 男 | 瀬 古 和 世 | 高 田 晃 一 | 石 原 正 生 | 宗 宮 清 幸 | 宗 宮 善 和 | 渡 邊 了 司 | 末 永 孝 義 | 太 田 義 弘 | 今 村 傳 男 | 若 原 清 | 太 田 千 年 | 野 田 博 | 折 戸 夏 雄 | 森 本 幸 平 | 香 田 昭 治 | 森 本 英 世 | 森 本 孝 嗣 | 遠 藤 三 影 | 氏 名 | | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 住 所 |
| 三 輪 一 〇 六 一 番 地 | 上 南 方 一 三 六 九 番 地 | 北 方 一 六 六 三 番 地 | 長 良 四 七 六 番 地 | 上 三 野 一 七 三 番 地 二 | 志 津 山 四 七 二 番 地 | 三 輪 四 三 三 番 地 二 | 三 輪 二 九 二 番 地 一 | 三 輪 二 六 一 七 番 地 一 | 房 島 一 五 二 番 地 | 房 島 六 五 二 番 地 | 若 松 二 九 四 番 地 | 上 南 方 一 四 一 四 番 地 一 | 上 南 方 四 三 六 番 地 | 上 南 方 七 七 一 番 地 | 極 楽 寺 二 〇 七 番 地 一 〇 一 | 北 方 二 一 七 一 番 地 一 | 北 方 一 四 〇 六 番 地 | 北 方 一 二 七 五 番 地 | 北 方 一 四 〇 六 番 地 | 北 方 一 八 三 六 番 地 | 北 方 二 九 四 二 番 地 八 | 北 方 二 〇 〇 六 番 地 | 揖 斐 郡 揖 斐 川 町 房 島 一 一 五 一 番 地 | 所 | |
| 同 | 同 | 監 事 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 就 任 した 役 員 |
| 八 幡 一 夫 | 花 木 幹 雄 | 高 橋 良 彰 | 藪 下 勝 間 | 水 谷 豊 | 瀬 古 和 世 | 長 柄 忠 男 | 牧 村 隆 | 高 田 晃 一 | 林 忠 夫 | 宗 宮 善 和 | 渡 邊 敏 一 | 林 進 | 高 橋 正 美 | 今 村 傳 男 | 若 原 清 | 太 田 千 年 | 林 幸 義 | 折 戸 夏 雄 | 細 野 正 人 | 林 廣 道 | 森 本 英 世 | 森 本 歆 | 氏 名 | | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 住 所 | |
| 三 輪 一 〇 六 一 番 地 | 上 南 方 一 三 六 九 番 地 | 北 方 一 八 五 四 番 地 一 | 長 良 四 七 六 番 地 | 上 三 野 一 七 二 番 地 二 | 志 津 山 四 七 二 番 地 | 大 光 寺 一 三 八 番 地 | 三 輪 七 四 四 番 地 一 五 〇 二 | 三 輪 四 三 三 番 地 二 | 房 島 六 三 一 番 地 一 | 房 島 一 五 二 番 地 | 房 島 一 六 二 九 番 地 | 若 松 一 五 八 番 地 | 上 南 方 九 九 一 番 地 一 | 町 上 南 方 四 三 六 番 地 | 上 南 方 七 七 一 番 地 | 極 楽 寺 二 〇 七 番 地 一 〇 一 | 北 方 一 三 〇 八 番 地 一 〇 一 | 北 方 一 二 七 五 番 地 | 北 方 一 四 五 三 番 地 三 | 北 方 一 六 六 〇 番 地 | 北 方 二 九 四 二 番 地 八 | 北 方 二 〇 〇 三 番 地 | 揖 斐 郡 揖 斐 川 町 北 方 二 〇 〇 三 番 地 | 所 | |

